

笑顔

青山病院広報誌
2008年1月
「新年号」No.8



院長 青山 弘彦

みなさま、新年あけましておめでとうございます。
今年青山病院は創立五十周年を迎えます。これも当
院を信頼し支援してくださった地域のみなさまのおか
げと改めて厚く御礼申し上げます。

また創立者の前院長をはじめ多くの関係者、700
人を超える旧職員の努力の賜物であり、今後私を含
め現職員ともども微力ながら先達の残された伝統を受
け継ぎ、基本理念に沿って安心で納得のいく医療の実
践を目指していく覚悟であります。

当院では創立五十周年を機に安全のための耐震工事
とより良い医療環境を整えるべく一部増改築を行う計
画しております。工事中は何かとご不便、ご迷惑をおか
けすると思いますが、ご寛容をお願い申し上げます。

現在、国の財政困窮の折もあり、医療界もますます
厳しい状況下に置かれることが予想されます。その中
にあつてこそ地域の医療機関が連携・協力して、互い
の特徴を生かし役割を果たしていかなければなりません。
急性期医療の愛知医大・陶生病院を中心に、亜急
性期・回復期リハビリ及び慢性期医療を担う一般病
院・療養刑舎病床 介護療養を担う老健施設や特養施設、
在宅支援を行う診療所・支援センター等、すべての機
関が協力して地域のみなさまが安心して暮らせる、健
康を守る体制作りが要請されています。

当院は一般病棟44床と医療型療養病床45床を持
っており、急性期の病状が安定しても引き続き入院治
療が必要な亜急性期・回復期・慢性期の患者さんと、
介護施設入所中や在宅療養中で病状変化により再び入
院治療が必要になった患者さんの治療を行うのが役割
と考えております。さらにも一つ、地域のみなさま
の健康診断・健康相談など病気の予防と健康の維持・
増進の支援も重要な役割であると考えております。こ
うした役割を認識して、その機能を実践できる病院の
整備に努めていく所存であります。

今年も「思いやり」を基本に職員一同、明るく「笑
顔」を持って、ご満足頂ける医療の提供に頑張りたい
と年頭に当たり心新たにしております。

本年がみなさまにとりましてよい年でありますよう
心からお祈り申し上げます。

平成二十年 戊子

院長 青山 弘彦

診療時間・科目

	月	火	水	木	金	土
朝						
昼						
夕						

内科、整形外科、外科、小児科
内科、小児科のみ
小児科のみ
水曜日昼の小児科は予防接種

朝 9:00~12:00
昼 14:00~16:00
夕 17:30~19:30

医療法人 青山病院
瀬戸市南山町1-53
TEL 0561(82)1118
小児予約専用0561(82)1822
<http://www.seto-aoyama.jp>

内科、胃腸科、循環器科、整形外科、外科
小児科、アレルギー科、リハビリテーション科
放射線科、付属人工腎センター



知ること！『後期高齢者医療制度』

今年四月から始まる「後期高齢者医療制度」について今回は「保険料」を詳しくお伝えして行きます。

後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、公費五割（国・都道府県・市町村）四：一：一（現役世代の保険料からの支援金五割、被保険者（七十五歳以上及び一定の障害の有る六十五歳以上の方）の保険料一割を財源として構成されます。

被保険者の保険料は愛知県では均等割額四万七千五百円所得割率七・四三％に決定した事から、保険料＝所得割額【所得 基礎控除三十三万円】×所得割率〇・〇七四三】＋均等割額四万七千五百円で算出されます。

被保険者が負担する保険料の軽減策として、「被保険者本人」「同一世帯の他の被保険者」「被保険者でない世帯主」の所得合計が一定以下の場合、均等割額が「七割軽減」されます。後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者になっており、新たに保険料を負担する場合は激変緩和を図るため資格取得日から二年分の保険料は均等割額の半額に軽減されます。さらに、特例として平成二十年四月から九月までは保険料〇円、平成二〇年三月までの保険料は均等割額の一割だけになる予定です。

この様な仕組みにより、被保険者が負担する保険料は左記の表のようになる予定です。参考に見てみてください。

医療福祉相談室 村瀬

年金収入による年間保険料額

単身世帯

	0~153万	200万	250万
保険料	12,000円	67,000円	112,200円

夫婦世帯（妻の年金は0~135万円とする）

	0~153万	200万	250万
夫 保険料	12,000円	67,000円	112,200円
妻 保険料	12,000円	32,100円	40,100円
夫婦 合計	24,000円	99,100円	152,300円

「んこ」は、「医事課」です

医事課は、現在十名の事務員が勤務しています。担当業務は、受付から診療費の会計まで事務全般です。正面玄関の総合受付と会計の窓口や、内科・外科および小児科内での診療費の計算および病棟での入院費の計算を行なっています。その中でも特に受付は、皆様方を最初にお迎えし対応させていただいており、文字どおり病院の顔であると自負しています。

受付の業務の中で責任重大なのは、皆様方の保険証を毎月の確認の為に預かりするという業務です。保険証は保険医療を受ける為に必須のものであり、諭えるなら外国へ出国する際のパスポートと同様に、毎月御提示頂かなければ保険診療を受ける事ができません。そのため受付窓口で保険証をお持ちであるかを確認し、お預かりする事を繰り返してまいります。何度もお声をおかけして御負担と思いますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

診療費の計算と会計業務も重要です。診療費は保険点数表により計算されます。この計算は皆様にお支払いいただいた額に反映する事から特に慎重に行なっております。会計は皆様を最後にお送りする部署なので、日々緊張の中で業務を行なうにつに心がけています。

医事課ではその他の業務として、診断書などの各種書類の受付、院内放送や病室で使うテレビカードの販売なども行なっています。



今後とも、病院の最初と最後を受け持つ部署として、御来院された方々が気持ちよく診察を受けられ、ご満足してお帰り頂けるように心がけてまいりますので、よろしくお願ひします。

ノロウイルス

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は1年を通して発生していますが、特に冬期（11月～2月）に流行のピークを迎えます。感染から発症までの時間は1～2日ほどで主な症状は突然起こる急激な吐き気、下痢、腹痛などです。通常これらの症状が1～2日続いた後治癒し後遺症も無いのですが、体力の弱い乳幼児や高齢者は脱水症状を起こしやすいので水分と栄養の補給は充分に行ないましょう。また、吐物を気道に詰まらせてしまつ危険も有るので注意が必要です。

感染経路は大きく分けて二つあります。1つ目はウイルスに汚染された飲み水や食物（特に生力キなどの2枚貝）を介した食中毒です。この場合最も有効な予防方法は食材の加熱処理です。ノロウイルスは85℃1分間で不活化するので、内部までしっかりと加熱する事が重要になります。また調理器具や手指を介して他の食品を汚染する事が有るので、十分な洗浄が必要です。

もう1つの感染経路は患者の糞便や吐物を介するヒトからヒトへの感染です。吐物や糞便には大量のウイルスが存在し、感染源となるため感染を広げないためには、それらの処理に注意が必要となります。汚物処理やオムツ交換などをおこなう際には、直接触れないように手袋をして、その後必ずよく手を洗ひましょう。石鹸自体にはノロウイルスを殺す作用はありませんが、手の皮脂などの汚れを落とす事により、ウイルスを手指からはがれやすくする効果があります。まず石けんを泡立てて隅々まで洗ひます。流水で十分にすすぎ、清潔なタオルまたはペーパータオルで完全に水分を拭き取りましょう。汚物は捨ててもよい布や紙で拭き取り、ビニール袋に入れて口を縛って捨てましょう。乾燥するとウイルスが飛び散るので速やかに消毒して下さい。消毒には約0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液洗面器一杯の水に対し、家庭用ハイターをキャップ一杯の使用が効果的です。ノロウイルスにはワクチンが無く、食中毒の予防には手洗いや食材の加熱などの基本的予防が重要となります。また汚物の処理を適切に行ない感染を広げないよう注意して、ノロウイルスにかからないようにこの冬を乗り切りましょう。

臨床検査技師 松田